

新潟県最低賃金

時間額 1,050円

パートも！アルバイトも！

効力発生年月日 令和7年10月2日

第21回(令和7年度)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 コンピュータグラフィックデザイン科 樋口 楓汰さん

特定最低賃金

自動車(新車)、自動車部分品・
附属品小売業

時間額 **1,053円**

効力発生年月日
令和7年
12月14日

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)

令和7年10月2日から新潟県最低賃金が適用

時間額 **1,050円**

上記の特定最低賃金(時間額1,006円)は令和7年度に改正されないため、この額を上回る「新潟県最低賃金(時間額1,050円)」が適用されます。

各種商品小売業

(衣食住にわたる商品を小売する)
百貨店、総合スーパー等

令和7年10月2日から新潟県最低賃金が適用

時間額 **1,050円**

上記の特定最低賃金(時間額932円)は令和7年度に改正されないため、この額を上回る「新潟県最低賃金(時間額1,050円)」が適用されます。

◎新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。
◎特定最低賃金には年齢(18歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。 ◎業種分類は日本標準業分類に基づいたものです。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または
新潟労働局賃金室(☎025-288-3504)まで

賃金引上げを支援する助成金、賃金制度の改善の無料相談
のお問い合わせは、新潟働き方改革推進支援センター
(☎0120-009-229)まで

新潟労働局ホームページ



新潟労働局では、定期的にSNSで
情報配信しています。

LINE



X
(旧 Twitter)



YouTube

